

解体

改造

補修

の前に、

アスベストの事前調査が 必要です



【 石綿(アスベスト)の事前調査がとても大事な理由 】

石綿の繊維は肺線維症(じん肺)や悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす危険性があることが知られています。現在、新たな石綿の使用は禁止されていますが、過去に建てられた建築物や工作物の中には、石綿が使用されている場合が多くあります。その解体や改造補修工事の際に石綿が飛散して作業員や周辺の住民など多くの人が知らないうちに吸い込んでしまい、健康被害を及ぼす危険があることを忘れてはなりません。

工事前に、石綿を含んだ建材があるか、どこに使用されているのかをしっかりと調査・把握し、十分な飛散防止対策をとることが安全な工事には不可欠です。

解体・改造補修工事の発注者の方へ（発注者の責務について）

「退去後にすぐに解体を始めてほしい」、「解体費用はなるべく安く抑えたい」
発注者のこんな発言はとても危険です。

工事の発注にあたっては

設計図書など

「**石綿の使用状況に関する情報**」を元請業者へ提供すること。

元請業者が適切な石綿飛散防止対策を行えるように、

費用、工期・法等について配慮すること。

作業員や周辺住民の健康を守り、安全な工事を行うために、
発注者は適切な条件で工事契約を結び、元請業者への協力をお願いします。

工事を行う建築物・
工作物に石綿が
含まれているときは

石綿の飛散を防止する工事計画を立て、

工事の内容を事前に市役所に届け出ること。

届出書が提出されなかったり、提出期限が守られなかったりした場合は、罰則の対象になります。
元請業者やホームページなどで必要な手続きについて確認をしてください。

事前調査の方法

建築物・工作物の解体・改造補修工事を行う場合は、石綿含有建材の使用状況について事前に調査を行う必要があります。（大気汚染防止法第18条の15）

▶ 調査方法

- ・設計図書などの資料による調査
- ・目視による現地調査
- ・分析による調査



▶ 調査結果

- あり
 - みなし※
 - なし
- （届出対象建材の場合）
届出が必要
- 届出は不要、**掲示は必要**

※石綿を含有しているものとして取り扱う。

調査をしたら工事現場において公衆に見やすい場所に、A3サイズ以上で結果を掲示してください。
また、調査記録の写しを工事現場に備え置いてください。

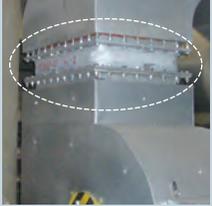


工事中に石綿を発見した場合の対応について

工事中に石綿の含有が疑われる建材を発見した場合は、
ただちに工事を中断し、大気・音環境課へ連絡してください。

TEL 045-671-3843

特定建築材料とその使用箇所の例

	石綿含有建材の区分	建材の具体例	使用箇所の例	写真
大気汚染防止法の届出対象建材	吹付け石綿 ＜特徴＞ •壁や天井等に 防火・耐火、吸音性能等 を確保するため 幅広く使用されている。	吹付け石綿	鉄骨、天井、機械室	
		石綿含有吹付けロックウール	鉄骨、天井、機械室	
		石綿含有パーミキュライト(ひる石)	天井	
		湿式石綿含有吹付け材	鉄骨、エレベーターシャフト	
		石綿含有吹付けパーライト	天井、梁	
	石綿含有断熱材 ＜特徴＞ •屋根裏の結露防止・ 断熱目的や煙突の 断熱目的のために 使用されている。	屋根用折板石綿断熱材	屋根裏	
		煙突用石綿断熱材	煙突	
	石綿含有保温材 ＜特徴＞ •ボイラー、タービン、 化学プラント、焼却炉等、 熱を発生する部分の 保温を目的とする。	石綿含有けいそう土保温材	配管・エルボ部分	
		石綿含有けい酸カルシウム保温材		
		石綿含有パーミキュライト保温材 (ひる石保温材)	配管・エルボ部分	
石綿含有パーライト保温材		配管・エルボ部分		
石綿保温材		配管・エルボ部分		
石綿含有耐火被覆材 ＜特徴＞ •鉄骨の耐火被覆材として、 柱・梁、壁、天井等に 使用されている。	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	柱、梁、壁、天井		
	石綿含有耐火被覆材	鉄骨、梁、エレベータ周辺		
条例届出対象建材	石綿含有セメント建材 ＜特徴＞ •スレート波板は軽量で 強度があることから 多くは工場などの屋根、 壁に使用されている。	スレート波板	外装材(外壁)	
		スレートボード	内装材(壁、天井) 外装材(外壁、軒天)	
		住宅屋根用化粧スレート	屋根材、外壁	
		サイディング	外装材(外壁、軒天)	
		けい酸カルシウム板第1種	内装材(壁、天井) 耐火間仕切り 外装材(軒天)	
		押出成形セメント板	外装材(外壁)	
		セメント円筒	煙突材	
	石綿布 ＜特徴＞ •配管等に断熱、保温 その他の目的で 使用されている 石綿紡織品。	石綿含有キャンバス継手	ダクト継手部分	

必要な届出

	根拠法令	大気汚染防止法	条例
	届出様式	特定粉じん排出等 作業実施届出書 【様式第3の4】	石綿排出作業開始 届出書 【細則第19号様式】
	提出期限	作業開始日の14日前	作業開始日の7日前
	届出者	発注者又は自主施工者	発注者又は自主施工者
建築材料と届出区分	吹付け石綿	○	
	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材	○	
	石綿布		○
	石綿を含有するセメント建材 (対象使用面積合計1000㎡以上)		○

※石綿の含有率が0.1%を超えるものが届出対象となります。
 ※工事終了後30日以内に、完了届出書を提出する必要があります。

■ 他法令に係る届出等が必要な場合があります。(労働安全衛生法、石綿障害予防規則、建設リサイクル法 など)

このパンフレットに関するお問い合わせ

横浜市 みどり環境局 大気・音環境課 大気担当

【住所】〒231-0005
 横浜市中区本町6丁目 50-10
 27階

【TEL】
 045-671-3843

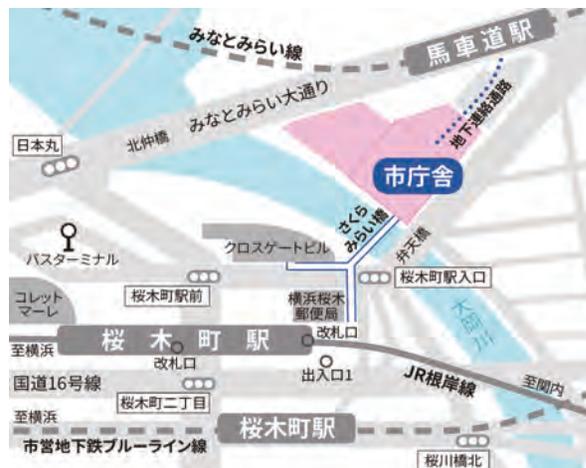
【FAX】
 045-550-3923

受付時間

月曜日～金曜日
 8:45～12:00、13:00～17:15
 (祝日、休日、12月29日から1月3日までの日を除く)
 ※窓口にお越しの際は、事前にお電話でご連絡ください。
 ご連絡のない場合は、対応にお時間を頂く場合があります。

ホームページ

【アドレス】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/taikiosen/tokutei/housekimen.html>



各種様式等、
 掲示版のひな形が
 ダウンロード
 できます



横浜市 特定粉じん

検索

アスベスト使用の可能性のある部位例



外壁、区画壁

耐久性が必要な部位では、押し成形セメント板、スレートボードなどが使用されることが多くあります。



トイレ、台所などの天井、壁、床

スレートボードやけい酸カルシウム板第一種が使用されることがあります。一般に表面に化粧をして使用されています。



機械室などの天井・壁

防音や結露防止のための吹付け材。そのため、鉄骨だけでなく天井や壁に吹き付けられています。



鉄骨の梁・柱

エレベーターホールでは、風圧があるため、湿式の吹付け材が使用されていることがあります。



鉄骨の梁・柱

耐火被覆が見える場合では、表面に塗装したり壁紙を貼って、けい酸カルシウム板第二種が使用されている場合があります。



部屋・玄関・階段の天井

階段室の天井に使用されている吹付けパーミキュライトの例。見栄えをよくするため、共同住宅にも使用されています。



配管のエルボ

エルボ部(曲がり部)に使用されている不定形保温材の例。上にカバーされているので直接見えないことが多いものです。



配管の接合部など

配管に使用されているシール材。ジョイントシートなど。



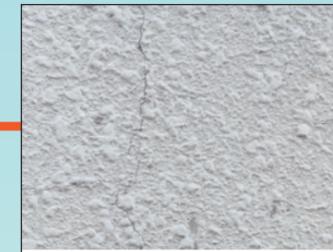
煙突

煙突内部に断熱材が使用されている場合があります。



鉄骨の梁・柱

吹付け耐火被覆材の例。鉄骨造では、鉄を熱から保護するために耐火被覆材が使用されます。



壁面

石綿含有仕上塗材を使用した例



天井

ロックウール吸音天井板を使用した例。



床

ビニル床タイル(Pタイル)の例。



部屋、廊下などの天井、壁

スレートボードやけい酸カルシウム板第一種などの成形板が使用されている場合があります。一般に化粧して使用されるため、成形板の表面が見えないことが多いものです。



耐火二層管

配水管

マンション等の排水に使用されている耐火二層管。塩ビ管の周りにセメントモルタルが被覆されています。